

令和4年度 第1回美幌町行政改革推進委員会議案

と き 令和5年3月23日(木)
13時30分～
ところ 美幌町役場2階 第2会議室

……次 第……

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 町 長 挨 拶

4 会 長 の 選 任

5 議 題

第3次美幌町行政改革実施計画の策定報告について…資料1

6 そ の 他

7 閉 会

美幌町行政改革推進委員会名簿

自 令和5年3月23日

至 令和8年3月22日

(敬称略)

氏名	区分	推薦団体等	備考
中川 寿一	団体推薦	美幌商工会議所	
采女 博安	団体推薦	美幌町自治会連合会	
吉村 謙一	団体推薦	美幌町農業協同組合	
礪崎 幸子	団体推薦	美幌町男女共同参画プラン推進協議会	
染谷 良	団体推薦	美幌町社会福祉協議会	
三浦 厚志	団体推薦	美幌町ボランティア連絡協議会	
下山 朋久	団体推薦	美幌町社会教育委員会議	
加藤 りん	一般公募		
長谷川 浩一	一般公募		
森 香織	一般公募		

○美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることができる。

3 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第9条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第 10 条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 12 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第 13 条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成 12 年美幌町条例第 4 号)、美幌町個人情報保護条例(平成 17 年美幌町条例第 29 号)又は美幌町特定個人情報保護条例(平成 27 年美幌町条例第 30 号)の規定に基づく処分に係る審査請求を審査するため必要があると認めるときは、当該各条例に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、関係する公文書、保有個人情報又は保有特定個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出されたものの公開を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第 1 項の審査請求を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報若しくは保有特定個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第 1 項の審査請求に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下この条において「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 5 審査請求人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 審査請求人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査請求人等は、第4項及び第5号の規定により審査会に提出された資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合においては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第78条の規定を準用する。
- 8 審査会の委員は、自己又はその親族からの審査請求の議事に加わることはできない。
(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第15条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係)

設置	附属機関名 (設置根拠法令 及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び 選任方法	主管 部局
町長	美幌町行政改革推進委員会	・美幌町の行政改革の推進に関する諮問事項の調査審議	10人以内	・町政について識見を有する者	3年	会長 委員 ※委員の互選	総務部

第4次美幌町行政改革大綱

第3次美幌町行政改革実施計画

【令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)】

令和5年3月
美 幌 町

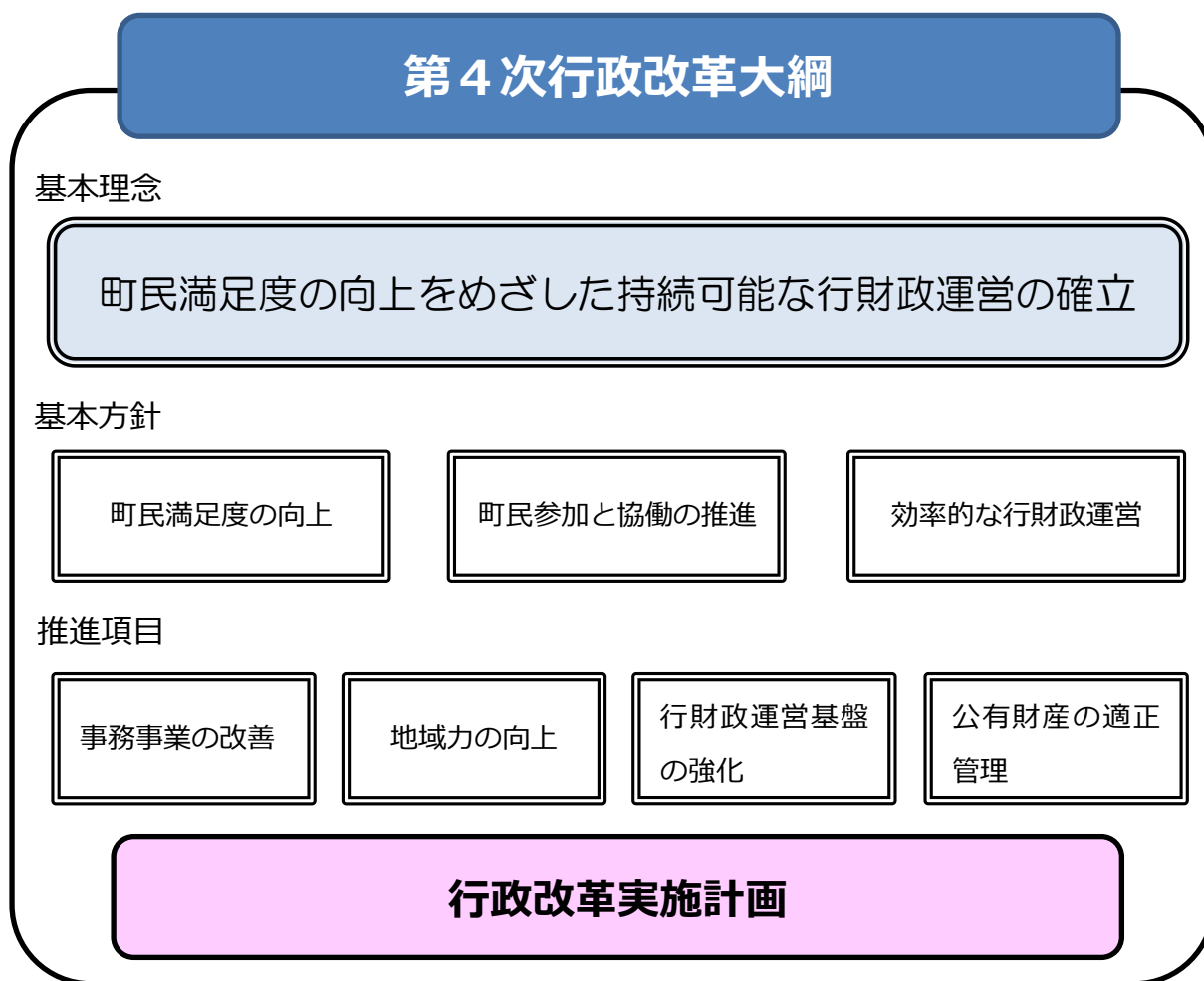
1 策定の目的

この実施計画は、「第4次美幌町行政改革大綱」に基づき、本町の行政改革の取組項目について、具体的な内容とその実施時期などを定めるものです。

2 計画の概要

(1) 計画の構成

この実施計画は、行政改革大綱に掲げる基本理念に基づく3つの基本方針と4つの推進項目に従い改革を進めていくこととします。



(2) 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの4年間とします。

3 計画の推進

推進に当たっては、町長を本部長とする「美幌町行政改革推進本部」が取組状況を進行管理するとともに、有識者や公募町民で構成する「美幌町行政改革推進委員会」へ報告し、意見・助言をいただきながら取組を進めます。

取組項目一覧

推進項目	視 点	No.	取 組 項 目	ページ
1 事務事業の改善	(1) 行政評価の運用	1	行政評価の継続実施	3
	(2) 質の高いサービスの提供	2	窓口サービスの向上	3
		3	行政手続きの簡素化・効率化	3
	(3) 行政運営の効率化・適正化	4	デジタル社会の実現	3
		5	事務改善等提案の募集	3
		6	給食センター調理部門の業務委託	3
		7	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	3
		8	業務継続計画(BCP)の継続的な改善	3
2 地域力の向上	(1) 町民との協働の推進	9	広報・広聴機能の充実	3
		10	協働の推進	4
		11	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	4
		12	男女共同参画の推進	4
		13	地域防災体制の充実	4
3 行財政運営基盤の強化	(1) 歳入の確保	14	町税等の収納対策の強化	4
		15	税外収入の充実	5
		16	使用料・手数料の見直し	5
	(2) 歳出の抑制	17	経費の削減	5
		18	補助金・負担金の見直し	5
	(3) 財政の自立性確保	19	健全な財政運営の推進	5
	(4) 公営企業等の健全運営	20	病院事業の健全経営	5
		21	水道事業の健全経営	6
		22	公共下水道事業及び個別排水処理事業の健全化	6
	(5) 組織力の活性化と職員力の向上	23	組織機構の見直し	6
		24	職員の人材育成に向けた人事評価制度の確立と能力向上	6
4 公有財産の適正管理	(1) 公共施設の適正管理	25	公共施設の適正配置等の推進	6
	(2) 公共施設の効率的な維持管理	26	水道事業基本計画の推進	7
		27	下水道ストックマネジメント計画の推進	7
		28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	7
		29	公園施設長寿命化計画の推進	7
		30	公営住宅等長寿命化計画の推進	7

1 事務事業の改善

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)行政評価 の運用	1	行政評価の継続実施	現在導入している行政評価を継続し、事業の有効性や進捗状況の検証を行うとともに、運用により明らかになった課題を整理し、随時、より良い制度へ見直しを行います。	・行政評価の継続実施、検証、制度の見直し	実施	→	→	→	政策課 政策統計G
(2)質の高い サービスの提 供	2	窓口サービスの向上	窓口利用者のニーズに的確に対応し、窓口サービスの向上を図ります。	・窓口サービスの継続的改善	実施	→	→	→	戸籍保険課 戸籍年金G
	3	行政手続きの簡素化・効率化	行政手続きのペーパーレス化と電子申請の拡充を図り、町民の負担軽減及び利便性の向上を推進します。	・マイナポータルや簡易申請システム、マイナン バーカードの活用等による利便性向上 ・行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化の推 進	検討	実施	→	→	総務課 総務G
(3)行政運営 の効率化・適 正化	4	デジタル社会の実現	電算システムの管理体制を充実するとともに、美幌町DX(デジタルトランスフォーメー ション)推進計画に基づき、行政機能の強化と地域づくりの推進に取り組みます。	・情報システムの標準化と共通化、RPAの利用促 進、マイナンバーカードの活用	実施	→	→	→	総務課 総務G
	5	事務改善等提案の募集	町民サービスの向上や事務の効率化のため、職員から事務改善等提案を募集し、職員 の改善意識の高揚を図ります。	・提案に基づいた事業の実施	実施	→	→	→	総務課 総務G
	6	給食センター調理部門の業務委託	調理業務の民間委託により、安全な給食を安定して供給ができるかどうかについて、食 物アレルギー対策や衛生管理対策に関して継続的に検証・検討を行い、民間委託の可 否を判断します。	・調理部門の民間委託化	調査	→	→	検討	学校給食課 学校給食G
	7	災害対応マニュアルの見直し及び職員 への意識付け	災害発生時に行動する職員が、慌てず対応できるように、自ら防災意識を高めるととも に、各自が正しい知識を身につけられるようにし、既存のマニュアルの改善項目について 随時見直しを図ります。	・各種マニュアルの見直し及び職員への意識付け	実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G
	8	業務継続計画(BCP)の継続的な改善	大規模災害発生時に優先すべき業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めた 「業務継続計画(BCP)」の実効性を失うことがないよう、計画を点検し、課題を分析しなが ら、業務継続力の向上を図ります。	・業務継続計画(BCP)の継続的な改善	実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G

2 地域力の向上

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)町民との 協働の推進	9	広報・広聴機能の充実	情報提供及び情報共有はまちづくりの基本であるため、的確に適当な方法での情報提 供の推進と、広く町民の声を聴くための体制の充実及び意見交換の機会充実を図りま す。	・町民ニーズに対応したまち育出前講座メニュー の考案	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
				・自治会との懇談会 ・まちづくりミーティング制度の活用	実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G 広報相談G
				・町民向け講座等による積極的な情報発信	実施	→	→	→	政策課 政策統計G
				・広報やHP、SNS等を活用した町政情報の発信	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
				・町民満足度調査の実施			実施		政策課 政策統計G

2 地域力の向上

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)町民との協働の推進	10	協働の推進	多様なニーズ、地域課題に対応するため、町と自治会や団体との協働によるまちづくりを推進します。	・おはようコール「旗の波」の実施	実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G
				・歳末特別警戒街頭啓発の実施	実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G
	11	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	町民主体のまちづくりの実現に向け「びほろの活力共創事業」の活用により、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりを推進します。 また、各芸術鑑賞公演の実行委員会が継続的に活動できるよう推進します。	・びほろの活力共創事業の活用促進	実施	→	→	→	町民活動課 町民活動G
				・家族が一緒に楽しめる公演開催に係る実行委員会の育成、支援	実施	→	→	→	社会教育課 文化振興G
	12	男女共同参画の推進	多様化する行政ニーズに対応するため、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できる環境を整えます。	・広報、啓発活動による理解の促進	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
				・審議会等委員に占める女性の割合を30%以上確保	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
	13	地域防災体制の充実	災害時に円滑な対応をするため、防災体制の更なる充実を図ります。 また、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の未設置自治会に対して設置の促進を図り、自主防災組織の充実・強化を図ります。	・防災訓練の実施 ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成	実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G
				・防災備蓄品の計画的備蓄、防災協定の締結による災害時の体制強化	実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G
				・全自治会に自主防災組織の設置	実施	→	→	→	危機対策課 危機対策G

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)歳入の確保	14	町税等の収納対策の強化	町税等収納向上対策方針に基づき、収納率の向上、滞納処分の強化に取り組み、各種未収金対策の充実を図ります。	・債務管理・回収実践型マニュアルの更新と適正な運用	実施	→	→	→	税務課 納税G
				・各種債務間の意志統一及び情報共有並びに連携の強化	実施	→	→	→	税務課 納税G
				・スマートフォン収納の実施及び、新たな納付環境の促進	実施	→	→	→	税務課 納税G

3 行財政運営基盤の強化

視 点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担 当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)歳入の確保	15	税外収入の充実	自主財源を確保し、持続可能な財政運営を確立するため、ふるさと寄附金や、広報紙等への有料広告の掲載、未利用町有地の売払い等積極的に税外収入の確保を推進します。	・ふるさと寄附金事業の推進	実施	→	→	→	政策課 政策統計G
				・有料広告の掲載	実施	→	→	→	町民活動課 広報相談G
				・未利用町有地の売払促進	実施	→	→	→	財務課 契約財産G
	16	使用料・手数料の見直し	公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の定期的な見直しと減免措置の効果検証を行います。	・使用料、手数料の見直し	実施	調査	→	検討	財務課 財務G
				・減免措置の目的と効果の検証、適正化	実施	調査	→	検討	財務課 財務G
				・町外者利用による割増料金の実施	実施	調査	→	検討	財務課 財務G
(2)歳出の抑制	17	経費の削減	内部管理経費などの削減に努め、更なる経費削減の取組を進めます。	・ペーパーレス化の推進など内部管理経費の削減に向けた取り組み ・効率的な予算の執行	実施	→	→	→	総務課 総務G
	18	補助金・負担金の見直し	限られた財源を有効に活用するため、事業の目的、効果、成果を検証し、補助金及び負担金の見直しを行います。	・補助金等の整理、合理化	実施	→	→	→	財務課 財務G 総務課 総務G
(3)財政の自立性確保	19	健全な財政運営の推進	将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、第3次財政運営計画を推進するとともに、国、道の補助金等の依存財源について積極的な活用を推進します。また、交付税措置のある有利な地方債の活用を推進します。	・第3次財政運営計画の推進	実施	→	→	→	財務課 財務G
				・国や道の補助金の積極的活用	実施	→	→	→	財務課 財務G
				・交付税措置の高い地方債の活用	実施	→	→	→	財務課 財務G
(4)公営企業等の健全運営	20	病院事業の健全経営	将来にわたって持続可能な病院経営を行うため、美幌町立国民健康保険病院経営強化プランの策定・実施に取り組みます。	・美幌町立国民健康保険病院経営強化プランの推進	実施	→	→	→	国保病院 総務課

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(4)公営企業等の健全運営	21	水道事業の健全経営	安全で安心な水を提供するため、「水道事業基本計画」に基づいた取組を行うとともに、有収率向上に向けた不明水対策を行い、経営の健全化を図ります。	・老朽施設及び管路の更新	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・施設及び基幹管路の耐震化	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・スマートメーターの導入	調査	→	→	→	上下水道課 営業G
	22	公共下水道事業及び個別排水処理事業の健全化	令和5年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、使用料及び手数料の適正化を検討するとともに、維持管理の効率化による経営基盤の強化を図ります。また、汚水管渠への不明水侵入量を削減し、汚水処理経費の縮減を図ります。	・使用料、手数料の見直し	調査	→	→	検討	上下水道課 営業G
				・老朽化した管渠の更新	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
(5)組織力の活性化と職員力の向上	23	組織機構の見直し	限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。	・組織機構の見直し	検討	→	→	→	総務課 職員G
				・人材育成基本方針の適切な運用	実施	→	→	→	総務課 職員G
	24	職員の人材育成に向けた人事評価制度の確立と能力向上	人材育成基本方針及び人事評価制度に基づき、各種研修事業、派遣交流事業の充実を図ります。本格稼働した人事評価制度を活用して職員の人材育成を推進します。	・人事評価制度の適切な運用	実施	→	→	→	総務課 職員G
				・職員のニーズに合わせた各種研修事業の充実	実施	→	→	→	総務課 職員G
				・北海道との人事交流の実施	検討	実施	→	→	総務課 職員G

4 公有財産の適正管理

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(1)公共施設の適正管理	25	公共施設の適正配置等の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を行うとともに、用途廃止などにより未利用となっている施設のうち、老朽化が著しいものや有効活用できないものの除却を推進します。	・公共施設等の縮減目標達成に向けた情報管理及び情報共有	実施	→	→	→	財務課 契約財産G
				・保育施設の最適化	検討	→	→	→	社会福祉課 児童支援G
				・学校施設の最適化	検討	→	→	→	学校教育課 総務G
				・未利用施設除却計画の推進	実施	→	→	→	財務課 契約財産G

4 公有財産の適正管理

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
(2) 公共施設の効率的な維持管理	26	水道事業基本計画の推進	水道事業基本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行うとともに、施設のコスト削減及び平準化を図ります。	・水道事業基本計画に基づいた老朽施設及び管路の更新等【再掲】	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
	27	下水道ストックマネジメント計画の推進	下水道ストックマネジメント計画に基づき、総合的かつ中・長期的な将来像を見据えた計画を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図るとともに、費用の平準化を目指します。	・ストックマネジメント計画に基づく施設の更新等	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・ストックマネジメント計画に基づく管渠の更新等	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
				・処理場施設の耐震化	実施	→	→	→	上下水道課 施設G
	28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化修繕計画に基づく修繕等	実施	→	→	→	建設課 都市整備G
	29	公園施設長寿命化計画の推進	公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化計画に基づく修繕等	実施	→	→	→	環境管理課 維持管理G
	30	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化のための整備、維持管理を行います。また、併せて予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。	・長寿命化計画に基づく整備等	実施	→	→	→	建設課 公営住宅G

第 4 次 美幌町行政改革大綱

平成 2 9 年 3 月
美 幌 町

目 次

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	美幌町を取り巻く環境	2
	(1) 人口減少の進展と超高齢社会の到来	
	(2) 公共施設等の余剰化・老朽化	
	(3) 生活様式の多様化等に伴う町民ニーズの変化	
3	今後の行政改革の必要性	4
4	基本的事項	5
	(1) 構成	
	(2) 計画期間	
5	基本理念	6
6	基本方針	6
	(1) 町民満足度の向上	
	(2) 町民参加と協働の推進	
	(3) 効率的な行財政運営	
7	推進項目	7
	(1) 事務事業の改善	
	(2) 地域力の向上	
	(3) 行財政運営基盤の強化	
	(4) 公有財産の適正管理	
8	推進体制	8

1 これまでの行政改革の取り組み

美幌町では、昭和61年度に「美幌町行政改革大綱」を策定してから、平成9年に「第2次行政改革大綱」、平成22年3月には、これまで以上に効率的かつ持続可能な行政システムの構築とともに、住民参加型町政を推進することを目指すため「第3次美幌町行政改革大綱」を策定し、「健全な財政運営」「効率的な事務事業の推進」「町民との協力・協働によるまちづくり」「行政サービスの向上」を基本方針として取り組んできました。

その後、「第3次美幌町行政改革大綱」は、少子高齢化などの社会情勢の変化による環境の変化や、町民ニーズの多様化・複雑化にも対応した行政運営を進めていくため、平成25年3月に改訂し「効率的・効果的な行政経営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」、「組織の活性化と職員力の向上」、「協働と連携の推進による行政経営の推進」に取り組んできました。

【これまでの主な取組】

取組期間	基本方針等	主な取組
第1次行政改革 (昭和61～平成8年度)	○行政のスリム化を重点とした取組	・課及び係の統合 ・審議会等の見直し ・特殊勤務手当の見直し ・OA機器等の活用 など
第2次行政改革 (平成9～21年度)	○事務事業の見直し ○時代に即応した組織、機構の見直し ○定員管理及び給与の適正化 ○効果的な行政運営と職員の能力開発等 ○行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ○会館等公共施設の設置及び管理運営	・「ケチケチ運動」の推進 ・民間委託(下水処理場、給食配送など) ・保育園の保育時間の延長 ・補助金・負担金の見直し、削減 ・指定管理者制度の導入 ・町立幼稚園の廃止 ・スPOSEN等の祝祭日の開館 など
第3次行政改革 (平成22～31年度)	○健全な財政運営 ○効率的な事務事業の推進 ○町民との協力・協働によるまちづくり ○行政サービスの向上	・低年齢児保育への民間活力の導入 ・峠の湯公社を指定管理へ移行し解散 ・補助金等適正化の推進 ・自治基本条例の制定 ・美園保育所の休止 ・公共施設等の適正保有、効果的利用 ・特養緑の苑を民間移譲 など
第3次行政改革(改訂) (平成25～27年度)	○簡素で効率的・効果的な行政経営の推進 ○未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立 ○組織の活性化と職員力の向上 ○協働と連携による行政経営の推進	・債権管理条例の制定 ・ファイリングシステムの導入 ・広報、ホームページのリニューアル ・町税等のコンビニ収納開始 など

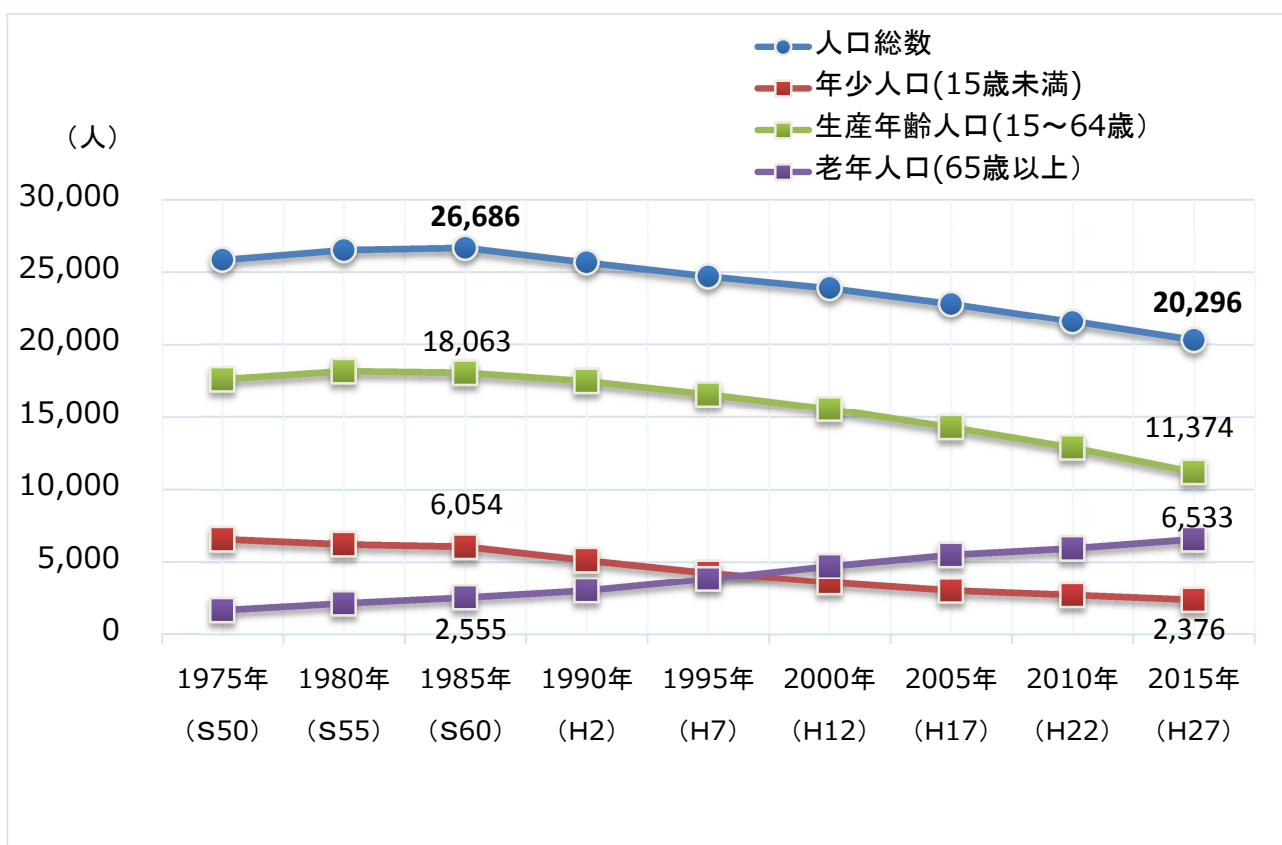
2 美幌町を取り巻く環境

(1) 人口減少の進展と超高齢社会の到来

美幌町の人口は、昭和 60 年の国勢調査ではそれまでの最多となる 26,686 人となり、その後は減少傾向に転じ、平成 27 年調査では 20,296 人となり、23.9%も減少しています。

また、人口構成でみると今後は年少人口（0 歳から 14 歳）及び生産年齢人口（15 歳から 64 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）の割合は上昇していくものと見込まれます。

こうした生産年齢人口の減少や高齢化率の上昇は、個人町民税の減少や、医療、介護などの社会保障関係経費の増大が見込まれるため、町民の暮らしに必要な行政サービスにまで影響を及ぼしかねない状況となっています。



(2) 公共施設等の余剰化・老朽化

美幌町が保有する公共施設やインフラ（道路、橋りょうなど）は、耐用年数を間もなく向かえようとしている施設やすでに超えてしまっている施設が多数あります。

こうした公共施設等の老朽化に伴い、その維持・更新費用は、今後更に増大し、将来的に大きな財政負担になることが懸念されます。

人口減少など、社会構造の大きな転換に伴う町民のニーズの変化に対応する「施設の配置と総量の最適化」や「施設の集約化・多機能化」、施設の長寿命化や民間活力の導入による「財政負担の軽減・平準化」に取り組む必要性は、今後高まってまいります。

(3) 生活様式の多様化等に伴う町民ニーズの変化

社会構造が変化し、利便性の向上や機能面の充実だけでなく、ゆとりやうるおいを大切にする中で、町民の生活様式や価値観の多様化が進み、これまで以上に行政に対する町民ニーズが複雑・多様化し、高度化していくものと考えられます。

しかし、こうした町民ニーズに対応するためには、限りある経営資産の選択と集中による効率的・効果的な活用が求められます。

また、これまでの行政が直接サービスを提供する方法だけでなく、町民と行政が互いの情報や知恵を出し合って取り組むことも重要となってきます。

3 今後の行政改革の必要性

美幌町では、これまでの行政改革で、行政の無駄使いを削減する「量の改革」と行政サービスの向上を追求する「質の改革」を2つの柱に、「効率的・効果的な行政経営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」、「組織の活性化と職員力の向上」、「協働と連携の推進」に取り組んだ効果によって、継続的な行政サービスの向上を図ってきました。

また、多様化・高度化そして複雑化する町民ニーズに、限られた経営資源で対応するためには、これまでの行政改革の取り組みをより一層発展・強化することが必要です。

さらに今後は、人口減少、少子・超高齢社会に伴う行政サービスの需要や財政状況が変化する中で、これまでの基盤整備中心のまちづくりから、人や環境を重視したまちづくりが求められています。

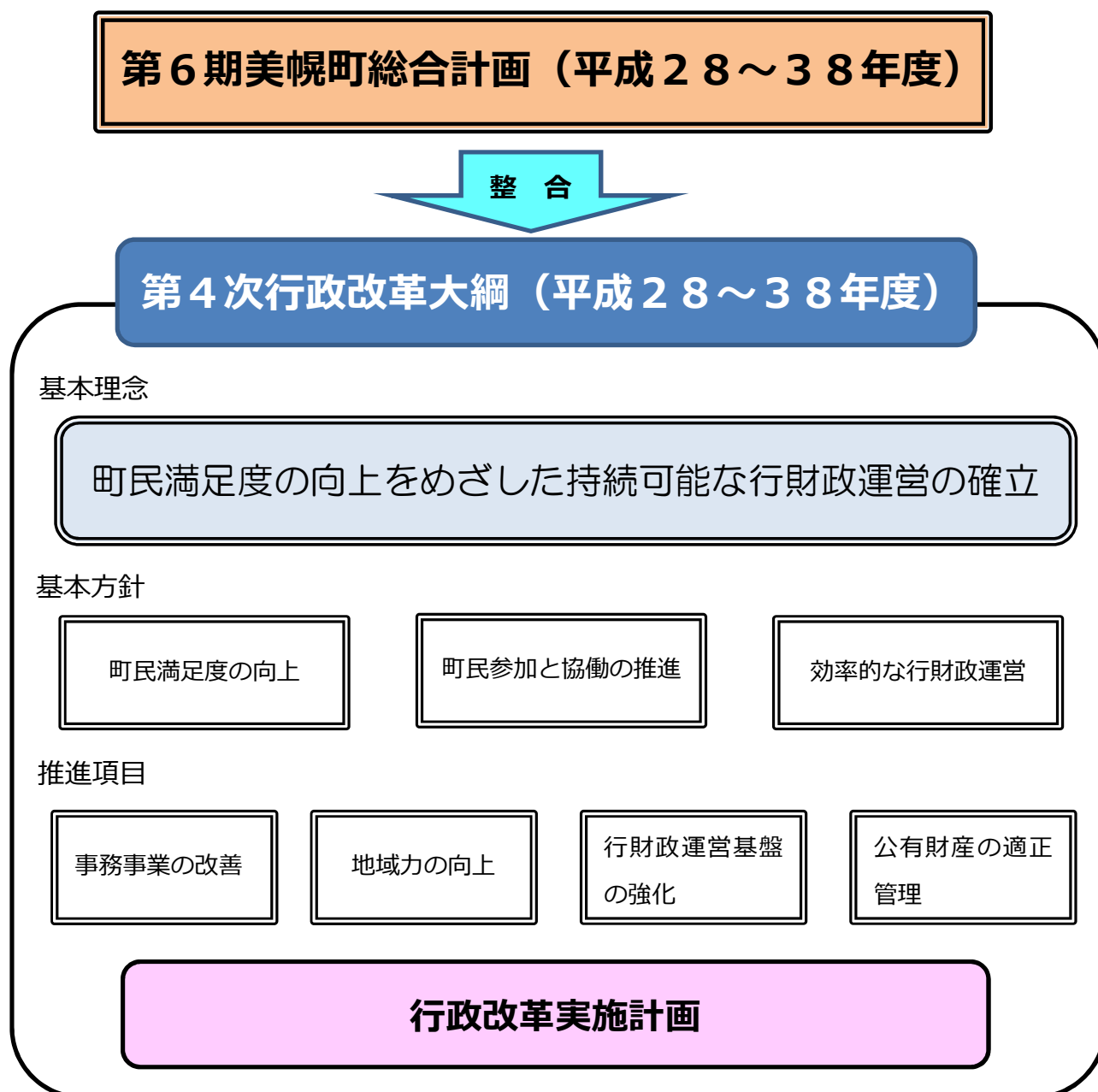
そして、町の最上位の計画である「第6期美幌町総合計画」は、「人が育つ」「人が中心」のまちづくりを進め、次世代・未来へと住んでいる人が誇れるまちになることを目指して、将来像を「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」と定めました。

この将来像を踏まえながら、多様化・高度化そして複雑化する町民ニーズや社会構造の変化に対応する質の高い行政サービスを継続させるため、将来にわたって持続可能な行政運営の確立と町民満足度の向上をめざした行政改革に取り組んでいく必要があります。

4 基本的事項

(1) 構成

第4次行政改革大綱は、「第6期美幌町総合計画」との整合を図りながら、「町民満足度の向上」と「持続可能な行財政運営の確立」に向けた取組を推進するための方針を示します。



(2) 計画期間

本大綱の計画期間は、平成28年度から平成38年度までとします。

なお、本大綱に変更が必要な場合は改正を実施します。

5 基本理念

町民満足度の向上をめざした持続可能な行財政運営の確立

人口減少時代を迎え、基盤整備中心から、人や環境を重視したまちづくりが求められる中で、これまでの大綱の基本理念を継承し、行政の無駄使いを削減する「量の改革」と行政サービスの向上を追求する「質の改革」をより一層推進しながら、地域資源や環境、人の輪や交流を大切にし、「第6期美幌町総合計画」の将来像である「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」を踏まえて、「町民満足度の向上をめざした持続可能な行財政運営の確立」に向けた取組を推進します。

6 基本方針

基本理念「町民満足度の向上をめざした持続可能な行財政運営の確立」の実現に向けた次の3つの基本方針のもと、行政改革を推進していきます。

(1) 町民満足度の向上

第3次行政改革大綱の基本理念を継承するとともに、町民の価値観やニーズを的確にとらえたまちづくりに向けた事業・施策を着実に実施することで、町民満足度の向上を図ります。

(2) 町民参加と協働の推進

多様化する行政課題に的確に対応し、引き続き行政サービスの維持・向上に取り組んでいくためには、町民と行政、各組織や団体などが、まちづくりの課題や目指す姿を共有し、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら協力して「協働のまちづくり」を推進します。

(3) 効率的な行財政運営

超高齢社会が到来し、生産年齢人口が減る一方で社会保障費の増大や、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加など、町を取り巻く財政環境は厳しさを増す中で、事業の選択と集中を図りながら、将来を見据えた効率的かつ計画的な行財政運営を行います。

7 推進項目

各基本方針の実現に向けて、次の推進項目により行政改革を進めていきます。

(1) 事務事業の改善

限られた資源で、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応する必要があることから、事務事業全般について、常に見直しを行っていきます。

行政評価の考え方により事業の目的や目標を明確にし、執行方法、予算、効果等を総合的に検証し、整理統合、再編を行い、効率的に事業が推進できるように継続的な改善を図ります。

(2) 地域力の向上

高度化、多様化する公共的な課題に的確に対応していくため、町民や事業者などとの役割分担のもと、町内すべての組織の連携を強化していきます。

「自立と協働」を基本に、町民と行政、各組織や団体などが主体的に活動を促進するために必要な支援や仕組みづくりを推進します。

(3) 行財政運営基盤の強化

効率的で適正な行財政運営に努めるとともに、事務事業の透明性を図り、最少の経費で最大の効果をあげる取組を推進します。

また、効率的な組織体制の見直しや、組織としての知識・技術の継承、職員一人ひとりの能力の向上に取り組み、行政組織の活性化も推進します。

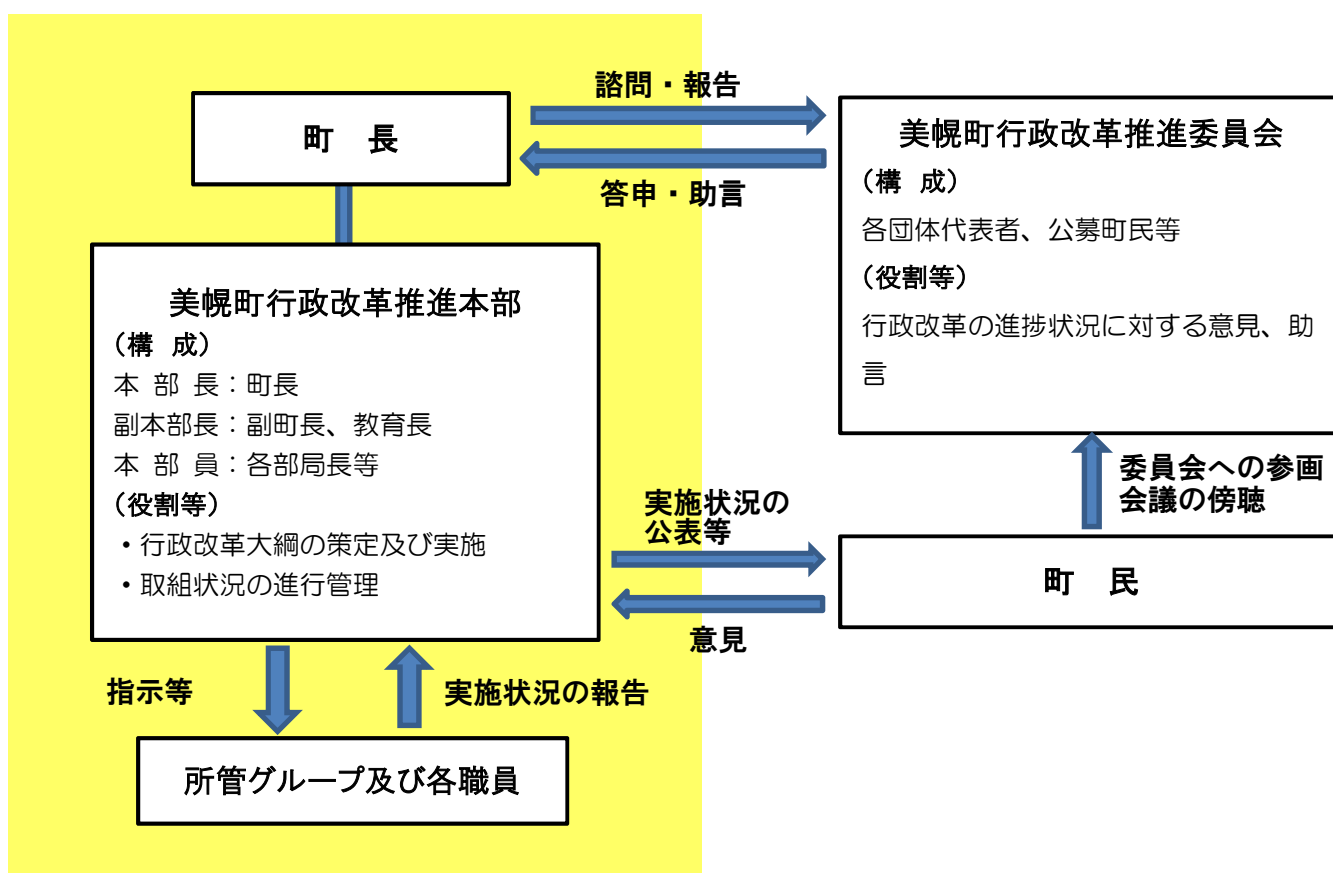
(4) 公有財産の適正管理

過去に整備を進めてきた施設の老朽化が進んでおり、また社会構造の変化に伴う町民ニーズの変化に対応するため、美幌町公共施設等総合管理計画に基づく「施設の配置と総量の最適化(複合・多機能化・統廃合等)」や「施設の適正管理(長寿命化・維持管理の効率化等)」を推進します。

8 推進体制

町長を本部長とし副町長、教育長、各部局長等で構成する「美幌町行政改革推進本部」が、大綱に基づく取組状況を進行管理します。

また、取組状況は、各種団体代表者及び公募町民で構成する「美幌町行政改革推進委員会」に報告し、意見を聴取するとともに、町民の皆さんにもお知らせし、幅広くご意見をいただきながら、取組を進めます。



第4次美幌町行政改革大綱

美幌町総務部まちづくりグループ政策担当

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL 0152-73-1111

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>

第4次美幌町行政改革大綱

第2次美幌町行政改革実施計画

【平成31年度(2019年度)～平成34年度(2022年度)】

**平成31年3月
美 幌 町**

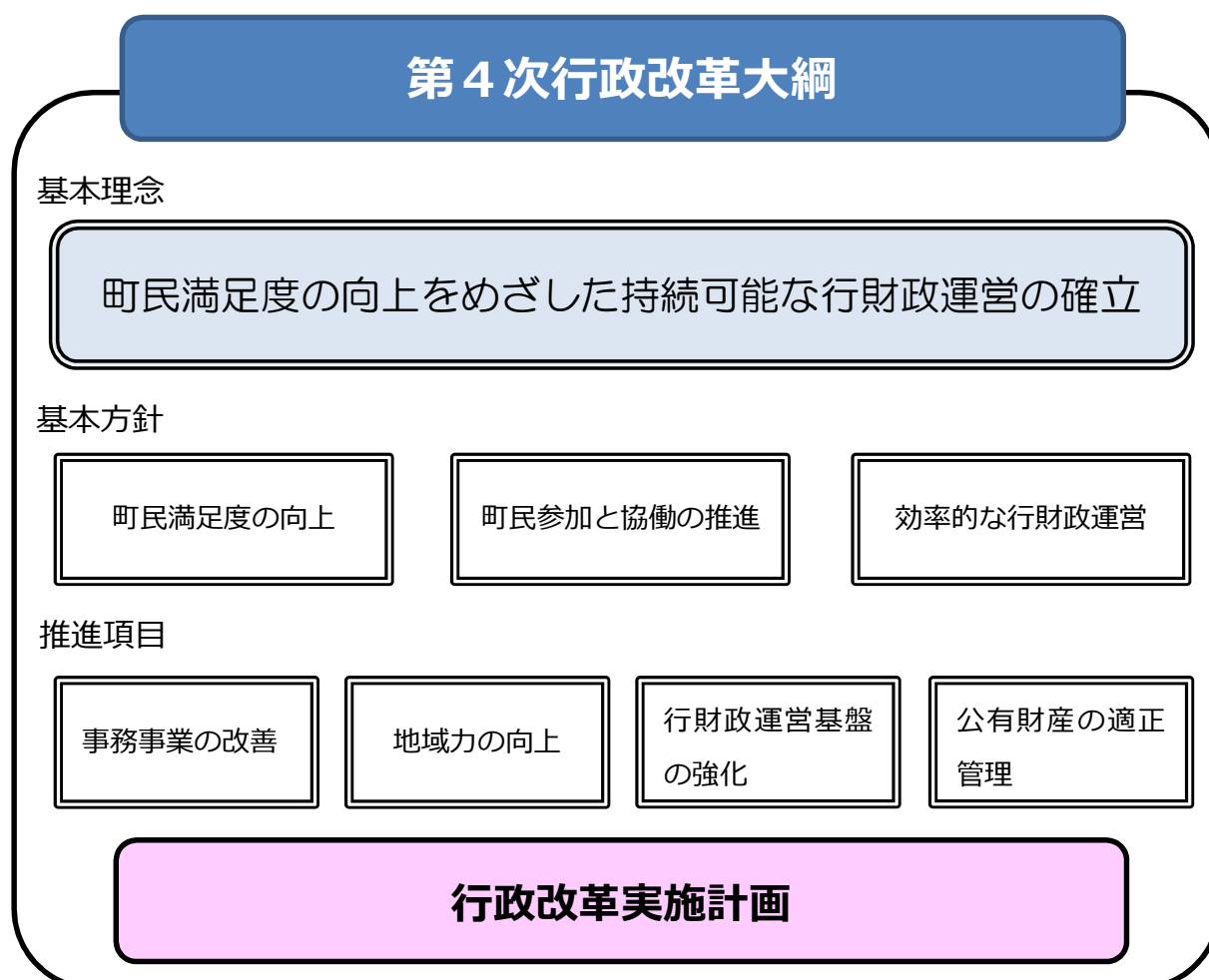
1 策定の目的

この実施計画は、「第4次美幌町行政改革大綱」に基づき、本町の行政改革の取組項目について、具体的な内容とその実施時期などを定めるものです。

2 計画の概要

(1) 計画の構成

この実施計画は、行政改革大綱に掲げる基本理念に基づく3つの基本方針と4つの推進項目に従い改革を進めていくこととします。



(2) 計画期間

平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間とします。

3 計画の推進

推進に当たっては、町長を本部長とする「美幌町行政改革推進本部」が取組状況を進行管理するとともに、有識者や公募町民で構成する「美幌町行政改革推進委員会」へ報告し、意見・助言をいただきながら取組を進めます。

取組項目一覧

推進項目	視 点	No.	取 組 項 目	ページ
1 事務事業の改善	(1)行政評価システムの運用	1	行政評価の継続実施	3
	(2)質の高いサービスの提供	2	窓口サービスの向上	3
		3	申請手続きの簡素化・効率化	3
	(3)行政運営の効率化・適正化	4	事務改善等提案の募集	3
		5	給食センター調理部門の業務委託	3
		6	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	3
		7	業務継続計画(BCP)の策定	3
2 地域力の向上	(1)町民との協働の推進	8	広報・広聴機能の充実	3
		9	協働の推進	4
		10	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	4
		11	地域サポーター制度のあり方検討	4
		12	男女共同参画の推進	4
		13	地域防災体制の充実	4
3 行財政運営基盤の強化	(1)歳入の確保	14	町税等の収納対策の強化	4
		15	税外収入の充実	5
		16	使用料・手数料の見直し	5
	(2)歳出の抑制	17	経費の削減	5
		18	補助金・負担金の見直し	5
	(3)財政の自立性確保	19	健全な財政運営の推進	5
	(4)公営企業等の健全運営	20	病院事業の健全経営	5
		21	水道事業の健全経営	6
		22	公共下水道及び個別排水事業の健全化	6
	(5)組織力の活性化と職員力の向上	23	組織機構の見直し	6
		24	職員の人材育成に向けた人事評価制度の確立と能力向上	6
4 公有財産の適正管理	(1)公共施設の適正管理	25	公共施設の適正配置等の推進	6
	(2)公共施設の効率的な維持管理	26	水道事業基本計画の推進	7
		27	下水道施設長寿命化計画の推進	7
		28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	7
		29	公園施設長寿命化計画の推進	7
		30	公営住宅等長寿命化計画の推進	7

1 事務事業の改善

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1)行政評価システムの運用	1	行政評価の継続実施	現在導入している行政評価を継続し、事業の有効性や進捗状況の検証を行うとともに、運用により明らかになった課題を整理し、随時、より良い制度へ見直しを行います。	・行政評価の継続実施、検証、制度の見直し	実施	→	→	→	まちづくりG政策担当
(2)質の高いサービスの提供	2	窓口サービスの向上	庁舎改築に伴いより利用しやすい窓口カウンターの整備を図るとともに、窓口利用者のニーズに的確に対応し、窓口サービスの向上を図ります。	・利用者の形態に合わせたカウンターの整備 ・窓口サービスの継続的改善	検討 実施	→	完了 →		総務G 庁舎建設担当 環境生活G 戸籍年金担当
	3	申請手続きの簡素化・効率化	各種手続きの電子申請を拡充し、申請手続きの町民負担軽減及び事務の効率化を進めます。	・簡易申請システムのスマートフォンへの対応等による利便性向上	実施	→	→	→	総務G 広報担当
	4	事務改善等提案の募集	町民サービスの向上や事務の効率化のため、職員から事務改善等提案を募集し、職員の改善意識の高揚を図ります。	・提案に基づいた事業の実施	実施	→	→	→	総務G 庶務担当
(3)行政運営の効率化・適正化	5	給食センター調理部門の業務委託	調理業務の民間委託により、安全な給食を安定して供給ができるかどうかについて、食物アレルギー対策や衛生管理対策に関して継続的に検証・検討を行い、民間委託の可否を判断します。	・調理部門の民間委託化	検討	→	→	調査	学校給食G 管理担当
	6	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	災害発生時に行動する職員が、慌てず対応できるように、自ら防災意識を高めるとともに、各自が正しい知識を身につけられるようにマニュアルを整備します。	・各種マニュアルの見直し及び職員への意識付け	実施	→	→	→	総務G 防災担当
	7	業務継続計画(BCP)の策定	大規模災害発生時、人材や資材等に制約がある状況下において、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ決めておく「業務継続計画(BCP)」を策定します。	・業務継続計画(BCP)の策定	調査	実施	完了		総務G 防災担当

2 地域力の向上

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1)町民との協働の推進	8	広報・広聴機能の充実	情報提供及び情報共有はまちづくりの基本であるため、的確に適当な方法での情報提供の推進と、広く町民の声を聴くための体制の充実及び意見交換の機会充実を図ります。	・町民ニーズに対応したまち育出前講座メニューの考案	実施	→	→	→	まちづくりG政策担当
				・まち育講座の積極的な活用	実施	→	→	→	まちづくりG政策担当
				・広報やHP、SNS等を活用した町政情報の発信	検討	実施	→	→	総務G 広報担当
				・町民満足度調査の実施				実施	まちづくりG政策担当

2 地域力の向上

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1) 町民との協働の推進	9	協働の推進	多様なニーズ、地域課題に対応するため、町と自治会や団体との協働によるまちづくりを推進します。	・おはようコール「旗の波」の実施	実施	→	→	→	まちづくりG 交通安全担当
				・歳末特別警戒街頭啓発の実施	実施	→	→	→	まちづくりG 住民活動担当
	10	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	町民主体のまちづくりの実現に向け「まちづくり活動奨励事業」の活用により、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりを推進します。 また、各芸術鑑賞公演の実行委員会が継続的に活動できるよう推進します。	・まちづくり活動奨励事業の活用促進	実施	→	→	→	まちづくりG 住民活動担当
				・家族が一緒に楽しめる公演開催に係る実行委員会の育成、支援	実施	→	→	→	社会教育G 社会教育担当
	11	地域サポーター制度のあり方検討	有効に活用されていない地域サポーター制度について、活用方法や制度のあり方も含め検討します。	・地域サポーター制度のあり方検討	完了				まちづくりG 住民活動担当
	12	男女共同参画の推進	多様化する行政ニーズに対応するため、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できる環境を整えます。	・広報、啓発活動による理解の促進	実施	→	→	→	まちづくりG 住民活動担当
				・審議会等委員に占める女性の割合を30%以上確保	実施	→	→	→	まちづくりG 住民活動担当
	13	地域防災体制の充実	災害時に円滑な対応をするため、防災体制の更なる充実を図ります。 また、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の未設置自治会に対して設置の促進を図り、自主防災組織の充実・強化を図ります。	・自治会や関係機関と連携した防災訓練の実施	実施	→	→	→	総務G 防災担当
				・防災備蓄品の計画的備蓄、防災協定の締結による災害時の体制強化	実施	→	→	→	総務G 防災担当
				・全自治会に自主防災組織の設置	実施	→	→	→	総務G 防災担当

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1) 歳入の確保	14	町税等の収納対策の強化	町税等収納向上対策方針に基づき、収納率の向上、滞納処分の強化に取り組み、各種未収金対策の充実を図ります。	・債務管理・回収実践型マニュアルの整備と適正な運用	検討	実施	→	→	税務G 納税担当
				・各種債務間の意志統一及び情報共有並びに連携の強化	実施	→	→	→	税務G 納税担当

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1) 歳入の確保	15	税外収入の充実	自主財源を確保し、持続可能な財政運営を確立するため、ふるさと寄附金や、広報紙等への有料広告の掲載、未利用町有地の売払い等積極的に税外収入の確保を推進します。	・ふるさと寄附金事業の推進	実施	→	→	→	まちづくりG 政策担当
				・有料広告の掲載	実施	→	→	→	総務G 広報担当
				・未利用町有地の売払促進	実施	→	→	→	財務G 契約財産担当
	16	使用料・手数料の見直し	公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の定期的な見直しと減免措置の効果検証を行います。	・使用料・手数料の見直し	実施	→	→	調査	財務G 財務担当
				・減免措置の目的と効果の検証、適正化	実施	→	→	調査	財務G 財務担当
				・町外者利用による割増料金の実施	実施	→	→	調査	財務G 財務担当
(2) 歳出の抑制	17	経費の削減	内部管理費などの削減に努め、更なる経費削減の取組を進めます。	・新庁舎を環境配慮とライフサイクルコストを抑えるZEB※庁舎として建設	検討	→	完了		総務G 庁舎建設担当
				・公共施設の電力供給入札実施における削減効果の検証(新電力の導入)	実施	→	→	→	総務G 庶務担当
	18	補助金・負担金の見直し	限られた財源を有効に活用するため、事業の目的、効果、成果を検証し、補助金及び負担金の見直しを行います。	・補助金等の整理、合理化	調査	調査	検討	実施	財務G 財務担当 総務G 庶務担当
(3) 財政の自立性確保	19	健全な財政運営の推進	将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、第2次財政運営計画を推進するとともに、国、道の補助金等の依存財源について積極的な活用を推進します。 また、交付税措置のある有利な地方債の活用を推進します。	・第2次財政運営計画の推進	実施	調査	調査	検討	財務G 財務担当
				・国や道の補助金の積極的活用	実施	→	→	→	財務G 財務担当
				・交付税措置の高い地方債の活用	実施	→	→	→	財務G 財務担当
(4) 公営企業等の健全運営	20	病院事業の健全経営	将来にわたって持続可能な病院運営を行うため、美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランを推進します。	・美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランの推進	実施	→	→	→	国保病院 総務担当

※ZEB: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

高効率な省エネルギー設備を備えることにより、標準的な建物に対して、一次エネルギーの消費量を削減するもの。美幌町新庁舎においては、50%以上を削減する「ZEB Ready(ゼブレディ)」を取得する予定。

3 行財政運営基盤の強化

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(4) 公営企業等の健全運営	21	水道事業の健全経営	安全で安心な水を提供するため、「水道事業基本計画」に基づいた取組を行うとともに、有収率向上に向けた不明水対策を行い、経営の健全化を図ります。	・老朽施設及び管路の更新	実施	→	→	→	水道G施設担当
				・施設及び基幹管路の耐震化	実施	→	→	→	水道G施設担当
				・量水器収納筐の設置推進	実施	→	→	完了	水道G営業担当
	22	公共下水道及び個別排水事業の健全化	受益者負担の適正化の観点から、適正な下水道使用料の設定を行い負担構造の検討をするとともに、維持管理の効率化による経済基盤の強化を図ります。 また、汚水管渠への不明水侵入量を削減し、汚水処理経費の縮減を図ります。	・使用料の見直し	実施	→	→	調査	建設G維持担当
				・老朽化した管渠の更正	実施	→	→	→	建設G施設担当
	23	組織機構の見直し	限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。	・組織機構の見直し	検討	→	実施	調査	総務G職員担当
(5) 組織力の活性化と職員力の向上	24	職員の人材育成に向けた人事評価制度の確立と能力向上	人材育成方針及び人事評価制度の見直し、並びに各種研修事業、派遣交流事業の充実を図ります。	・人材育成基本方針の見直し	検討	実施	→	→	総務部職員担当
				・人事評価制度の見直し	検討	実施	→	→	総務部職員担当
				・職員のニーズに合わせた各種研修事業の充実	実施	→	→	→	総務部職員担当
				・道との人事交流の実施	検討	実施	→	→	総務部職員担当

4 公有財産の適正管理

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(1) 公共施設の適正管理	25	公共施設の適正配置等の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を行うとともに、公共施設の最適化を図ります。 また、用途廃止に伴う老朽化等のため使用されていない施設の管理を行うための計画を策定します。	・公共施設等の縮減目標達成に向けた調査、検討	実施	→	→	→	財務G契約財産担当
				・保育施設の最適化	検討	→	→	→	児童支援G業務担当
				・学校施設の最適化	検討	→	→	→	学校教育G総務担当
				・未活用公共施設管理計画の策定	完了				財務G契約財産担当

4 公有財産の適正管理

視点	No.	取組項目	取組内容	実施内容	年度計画				担当
					2019	2020	2021	2022	
(2) 公共施設の効率的な維持管理	26	水道事業基本計画の推進	水道事業基本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行うとともに、施設のコスト削減及び平準化を図ります。	・水道事業基本計画に基づいた老朽施設及び管路の更新等【再掲】	実施	→	→	→	水道G 施設担当
	27	下水道施設長寿命化計画の推進	下水道施設長寿命化計画に基づき、総合的かつ中・長期的な将来像を見据えた計画を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図るとともに、費用の平準化を目指します。	・長寿命化計画に基づく施設の更新等（非常用発電機の更新）	実施	完了			建設G 施設担当
				・長寿命化計画に基づく施設の更新等（受変電設備の更新）	検討	→	実施	完了	建設G 施設担当
				・長寿命化計画に基づく施設の更新等（管渠施設の更新）	実施	→	→	→	建設G 施設担当
	28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・修繕（ライフサイクルコスト。以下「LCC」。）を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（東雲橋）	実施	完了			建設G 建設担当
				・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（稲美橋）		実施	完了		建設G 建設担当
				・長寿命化修繕計画に基づく修繕等（稲美旭橋）			実施	完了	建設G 建設担当
	29	公園施設長寿命化計画の推進	公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・修繕（ライフサイクルコスト。以下「LCC」。）を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化計画に基づく修繕等（みとみ公園遊具更新）	完了				建設G 建設担当
	30	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化のための整備、維持管理を行います。また、併せて予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。	・長寿命化計画に基づく整備等	実施	→	→	→	建築G 公営住宅担当

1 事務事業の改善

第2次実施計画(旧)				第3次実施計画(新)			
No.	取組項目	取組内容	実施内容	No.	取組項目	取組内容	実施内容
1	行政評価の継続実施	現在導入している行政評価を継続し、事業の有効性や進捗状況の検証を行うとともに、運用により明らかになった課題を整理し、随時、より良い制度へ見直しを行います。	・行政評価の継続実施、検証、制度の見直し	1	行政評価の継続実施	現在導入している行政評価を継続し、事業の有効性や進捗状況の検証を行うとともに、運用により明らかになった課題を整理し、随時、より良い制度へ見直しを行います。	・行政評価の継続実施、検証、制度の見直し
2	窓口サービスの向上	庁舎改築に伴いより利用しやすい窓口カウンターの整備を図るとともに、窓口利用者のニーズに的確に対応し、窓口サービスの向上を図ります。	・利用者の形態に合わせたカウンターの整備	2	窓口サービスの向上	窓口利用者のニーズに的確に対応し、窓口サービスの向上を図ります。	削除
			・窓口サービスの継続的改善				・窓口サービスの継続的改善
3	申請手続きの簡素化・効率化	各種手続き時の電子申請を拡充し、申請手続きの町民負担軽減及び事務の効率化を進めます。	・簡易申請システムのスマートフォンへの対応等による利便性向上	3	行政手続きの簡素化・効率化	行政手続きのペーパーレス化と電子申請の拡充を図り、町民の負担軽減及び利便性の向上を推進します。	・マイナポータルや簡易申請システム、マイナンバーカードの活用等による利便性向上 ・行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化の推進
				4	【新規】デジタル社会の実現	電算システムの管理体制を充実するとともに、美幌町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画に基づき、行政機能の強化と地域づくりの推進に取り組みます。	・情報システムの標準化と共通化、RPAの利用促進、マイナンバーカードの活用
4	事務改善等提案の募集	町民サービスの向上や事務の効率化のため、職員から事務改善等提案を募集し、職員の改善意識の高揚を図ります。	・提案に基づいた事業の実施	5	事務改善等提案の募集	町民サービスの向上や事務の効率化のため、職員から事務改善等提案を募集し、職員の改善意識の高揚を図ります。	・提案に基づいた事業の実施
5	給食センター調理部門の業務委託	調理業務の民間委託により、安全な給食を安定して供給ができるかどうかについて、食物アレルギー対策や衛生管理対策に関して継続的に検証・検討を行い、民間委託の可否を判断します。	・調理部門の民間委託化	6	給食センター調理部門の業務委託	調理業務の民間委託により、安全な給食を安定して供給ができるかどうかについて、食物アレルギー対策や衛生管理対策に関して継続的に検証・検討を行い、民間委託の可否を判断します。	・調理部門の民間委託化
6	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	災害発生時に行動する職員が、慌てず対応できるように、自ら防災意識を高めるとともに、各自が正しい知識を身につけられるようにマニュアルを整備します。	・各種マニュアルの見直し及び職員への意識付け	7	災害対応マニュアルの見直し及び職員への意識付け	災害発生時に行動する職員が、慌てず対応できるように、自ら防災意識を高めるとともに、各自が正しい知識を身につけられるようにし、既存のマニュアルの改善項目について随時見直しを図ります。	・各種マニュアルの見直し及び職員への意識付け
7	業務継続計画(BCP)の策定	大規模災害発生時、人材や資材等に制約がある状況下において、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めておく「業務継続計画(BCP)」を策定します。	・業務継続計画(BCP)の策定	8	業務継続計画(BCP)の継続的な改善	大規模災害発生時に優先すべき業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めた「業務継続計画(BCP)」の実効性を失うことがないよう、計画を点検し、課題を分析しながら、業務継続力の向上を図ります。	・業務継続計画(BCP)の継続的な改善

2 地域力の向上

第2次実施計画(旧)				第3次実施計画(新)			
No.	取組項目	取組内容	実施内容	No.	取組項目	取組内容	実施内容
8	広報・広聴機能の充実	情報提供及び情報共有はまちづくりの基本であるため、的確に適切な方法での情報提供の推進と、広く町民の声を聴くための体制の充実及び意見交換の機会充実を図ります。	・町民ニーズに対応したまち育出前講座メニューの考案	9	広報・広聴機能の充実	情報提供及び情報共有はまちづくりの基本であるため、的確に適切な方法での情報提供の推進と、広く町民の声を聴くための体制の充実及び意見交換の機会充実を図ります。	・町民ニーズに対応したまち育出前講座メニューの考案
							・【新規】自治会との懇談会 ・【新規】まちづくりミーティング制度の活用
			・まち育講座の積極的な活用				・町民向け講座等による積極的な情報発信
			・広報やHP、SNS等を活用した町政情報の発信				・広報やHP、SNS等を活用した町政情報の発信
			・町民満足度調査の実施				・町民満足度調査の実施
9	協働の推進	多様なニーズ、地域課題に対応するため、町と自治会や団体との協働によるまちづくりを推進します。	・おはようコール「旗の波」の実施	10	協働の推進	多様なニーズ、地域課題に対応するため、町と自治会や団体との協働によるまちづくりを推進します。	・おはようコール「旗の波」の実施
			・歳末特別警戒街頭啓発の実施				・歳末特別警戒街頭啓発の実施
10	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	町民主体のまちづくりの実現に向け「まちづくり活動奨励事業」の活用により、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりを推進します。 また、各芸術鑑賞公演の実行委員会が継続的に活動できるよう推進します。	・まちづくり活動奨励事業の活用促進	11	地域活性化を目的とした町民活動団体への支援充実	町民主体のまちづくりの実現に向け「 びほろの活力共創事業 」の活用により、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりを推進します。 また、各芸術鑑賞公演の実行委員会が継続的に活動できるよう推進します。	・ びほろの活力共創事業 の活用促進
			・家族が一緒に楽しめる公演開催に係る実行委員会の育成、支援				・家族が一緒に楽しめる公演開催に係る実行委員会の育成、支援
11	地域サポーター制度のあり方検討	有効に活用されていない地域サポーター制度について、活用方法や制度のあり方も含め検討します。	・地域サポーター制度のあり方検討			削除	
12	男女共同参画の推進	多様化する行政ニーズに対応するため、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できる環境を整えます。	・広報、啓発活動による理解の促進	12	男女共同参画の推進	多様化する行政ニーズに対応するため、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できる環境を整えます。	・広報、啓発活動による理解の促進
			・審議会等委員に占める女性の割合を30%以上確保				・審議会等委員に占める女性の割合を30%以上確保
13	地域防災体制の充実	災害時に円滑な対応をするため、防災体制の更なる充実を図ります。 また、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の未設置自治会に対して設置の促進を図り、自主防災組織の充実・強化を図ります。	・自治会や関係機関と連携した防災訓練の実施	13	地域防災体制の充実	災害時に円滑な対応をするため、防災体制の更なる充実を図ります。 また、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の未設置自治会に対して設置の促進を図り、自主防災組織の充実・強化を図ります。	・ 防災訓練の実施 ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成
			・防災備蓄品の計画的備蓄、防災協定の締結による災害時の体制強化				・防災備蓄品の計画的備蓄、防災協定の締結による災害時の体制強化
			・全自治会に自主防災組織の設置				・全自治会に自主防災組織の設置

3 行財政運営基盤の強化

第2次実施計画(旧)				第3次実施計画(新)			
No.	取組項目	取組内容	実施内容	No.	取組項目	取組内容	実施内容
14	町税等の収納対策の強化	町税等収納向上対策方針に基づき、収納率の向上、滞納処分の強化に取り組み、各種未収金対策の充実を図ります。	・債務管理・回収実践型マニュアルの整備と適正な運用	14	町税等の収納対策の強化	町税等収納向上対策方針に基づき、収納率の向上、滞納処分の強化に取り組み、各種未収金対策の充実を図ります。	・債務管理・回収実践型マニュアルの 更新 と適正な運用
			・各種債務間の意志統一及び情報共有並びに連携の強化				・各種債務間の意志統一及び情報共有並びに連携の強化
							・【新規】スマートフォン収納の実施及び、新たな納付環境の促進
15	税外収入の充実	自主財源を確保し、持続可能な財政運営を確立するため、ふるさと寄附金や、広報紙等への有料広告の掲載、未利用町有地の売払い等積極的に税外収入の確保を推進します。	・ふるさと寄附金事業の推進	15	税外収入の充実	自主財源を確保し、持続可能な財政運営を確立するため、ふるさと寄附金や、広報紙等への有料広告の掲載、未利用町有地の売払い等積極的に税外収入の確保を推進します。	・ふるさと寄附金事業の推進
			・有料広告の掲載				・有料広告の掲載
			・未利用町有地の売払促進				・未利用町有地の売払促進
16	使用料・手数料の見直し	公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の定期的な見直しと減免措置の効果検証を行います。	・使用料・手数料の見直し	16	使用料・手数料の見直し	公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の定期的な見直しと減免措置の効果検証を行います。	・使用料、手数料の見直し
			・減免措置の目的と効果の検証、適正化				・減免措置の目的と効果の検証、適正化
			・町外者利用による割増料金の実施				・町外者利用による割増料金の実施
17	経費の削減	内部管理費などの削減に努め、更なる経費削減の取組を進めます。	・新庁舎を環境配慮とライフサイクルコストを抑えるZEB※庁舎として建設	17	経費の削減	内部管理 経費 などの削減に努め、更なる経費削減の取組を進めます。	削除
			・公共施設の電力供給入札実施における削減効果の検証(新電力の導入)				・ペーパーレス化の推進など 内部管理経費の削減に向けた取り組み ・効率的な予算の執行
18	補助金・負担金 の見直し	限られた財源を有効に活用するため、事業の目的、効果、成果を検証し、補助金及び負担金の見直しを行います。	・補助金等の整理、合理化	18	補助金・負担金 の見直し	限られた財源を有効に活用するため、事業の目的、効果、成果を検証し、補助金及び負担金の見直しを行います。	・補助金等の整理、合理化
19	健全な財政運営 の推進	将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、第2次財政運営計画を推進するとともに、国、道の補助金等の依存財源について積極的な活用を推進します。 また、交付税措置のある有利な地方債の活用を推進します。	・第2次財政運営計画の推進	19	健全な財政運営 の推進	将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するため、第3次財政運営計画を推進するとともに、国、道の補助金等の依存財源について積極的な活用を推進します。 また、交付税措置のある有利な地方債の活用を推進します。	・第3次財政運営計画の推進
			・国や道の補助金の積極的活用				・国や道の補助金の積極的活用
			・交付税措置の高い地方債の活用				・交付税措置の高い地方債の活用
20	病院事業の健全 経営	将来にわたって持続可能な病院運営を行うため、美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランを推進します。	・美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランの推進	20	病院事業の健全 経営	将来にわたって持続可能な病院経営を行うため、美幌町立国民健康保険病院 経営強化プランの策定・実施に取り組みます。	・美幌町立国民健康保険病院 経営強化プラン の推進
21	水道事業の健全 経営	安全で安心な水を提供するため、「水道事業基本計画」に基づいた取組を行うとともに、有収率向上に向けた不明水対策を行い、経営の健全化を図ります。	・老朽施設及び管路の更新	21	水道事業の健全 経営	安全で安心な水を提供するため、「水道事業基本計画」に基づいた取組を行うとともに、有収率向上に向けた不明水対策を行い、経営の健全化を図ります。	・老朽施設及び管路の更新
			・施設及び基幹管路の耐震化				・施設及び基幹管路の耐震化
			・量水器収納筐の設置推進				・スマートメーターの導入
22	公共下水道及び 個別排水事業の 健全化	受益者負担の適正化の観点から、適正な下水道使用料の設定を行い負担構造の検討をするとともに、維持管理の効率化による経済基盤の強化を図ります。 また、汚水管渠への不明水侵入量を削減し、汚水処理経費の縮減を図ります。	・使用料の見直し	22	公共下水道 事業 及び個別排水 処 理 事業の健全化	令和5年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、使用料及び手数料の適正化を検討するとともに、維持管理の効率化による経営基盤の強化を図ります。 また、汚水管渠への不明水侵入量を削減し、汚水処理経費の縮減を図ります。	・使用料、手数料の見直し
			・老朽化した管渠の更正				・老朽化した管渠の 更新
23	組織機構の見直 し	限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。	・組織機構の見直し	23	組織機構の見直 し	限られた人員の中で、町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応する組織機構の構築を図ります。	・組織機構の見直し
24	職員の人材育成 に向けた人事評 価制度の確立と 能力向上	人材育成方針及び人事評価制度の見直し、並びに各種研修事業、派遣交流事業の充実を図ります。	・人材育成基本方針の見直し	24	職員の人材育成 に向けた人事評 価制度の確立と 能力向上	人材育成基本方針及び人事評価制度 に基づき 、各種研修事業、派遣交流事業の充実を図ります。本格稼働した人事評価制度を活用して職員の人材育成を推進します。	・人材育成基本方針の 適切な運用
			・人事評価制度の見直し				・人事評価制度の 適切な運用
			・職員のニーズに合わせた各種研修事業の充実				・職員のニーズに合わせた各種研修事業の充実
			・道との人事交流の実施				・北海道との人事交流の実施

4 公有財産の適正管理

第2次実施計画(旧)				第3次実施計画(新)			
No.	取組項目	取組内容	実施内容	No.	取組項目	取組内容	実施内容
25	公共施設の適正配置等の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を行うとともに、公共施設の最適化を図ります。 また、用途廃止に伴う老朽化等のため使用されていない施設の管理を行うための計画を策定します。	・公共施設等の縮減目標達成に向けた調査、検討	25	公共施設の適正配置等の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を行うとともに、 用途廃止などにより未利用となっている施設のうち、老朽化が著しいものや有効活用できないものの除却を推進します。	・公共施設等の縮減目標達成に向けた情報管理及び情報共有
			・保育施設の最適化				・保育施設の最適化
			・学校施設の最適化				・学校施設の最適化
			・未活用公共施設管理計画の策定				・ 未利用施設除却計画の推進
26	水道事業基本計画の推進	水道事業基本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行うとともに、施設のコスト削減及び平準化を図ります。	・水道事業基本計画に基づいた老朽施設及び管路の更新等【再掲】	26	水道事業基本計画の推進	水道事業基本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を行うとともに、施設のコスト削減及び平準化を図ります。	・水道事業基本計画に基づいた老朽施設及び管路の更新等【再掲】
27	下水道施設長寿命化計画の推進	下水道施設長寿命化計画に基づき、総合的かつ中・長期的な将来像を見据えた計画を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図るとともに、費用の平準化を目指します。	・長寿命化計画に基づく施設の更新等(非常用発電機の更新)	27	下水道 ストックマネジメント 計画の推進	下水道 ストックマネジメント 計画に基づき、総合的かつ中・長期的な将来像を見据えた計画を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図るとともに、費用の平準化を目指します。	・ ストックマネジメント計画 に基づく施設の更新等
			・長寿命化計画に基づく施設の更新等(受変電設備の更新)				・ ストックマネジメント計画 に基づく 管渠 の更新等
			・長寿命化計画に基づく施設の更新等(管渠施設の更新)				・ 処理場施設の耐震化
28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化修繕計画に基づく修繕等(東雲橋)	28	橋梁長寿命化修繕計画の推進	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化修繕計画に基づく修繕等
			・長寿命化修繕計画に基づく修繕等(稲美橋)				統合
			・長寿命化修繕計画に基づく修繕等(稲美旭橋)				統合
29	公園施設長寿命化計画の推進	公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化計画に基づく修繕等(みとみ公園遊具更新)	29	公園施設長寿命化計画の推進	公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・修繕(ライフサイクルコスト。以下「LCC」。)を推進し、補助事業を活用したトータルコストの削減を図ります。また、LCCに基づき施設の長寿命化・コストの平準化を図ります。	・長寿命化計画に基づく修繕等
30	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化のための整備、維持管理を行います。また、併せて予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。	・長寿命化計画に基づく整備等	30	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化のための整備、維持管理を行います。また、併せて予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。	・長寿命化計画に基づく整備等